

香芝市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和3年3月1日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中川 廣美

<対象：福祉健康部 児童福祉課>

- 1 監査実施年月日 令和2年12月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和3年1月25日
- 3 措置状況通知 令和3年2月26日香児第560号

番号	定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
1	高速道路等を利用する際に支出する有料道路通行料について、本年度の9月に資金前渡により支出され、12月に精算処理されたものがあつた。当該通行料については、その使用時期及び使用金額が未定ではあるものの、緊急を要する場合に使用するというこを理由に資金前渡により支出されたものであるが、断続的に発生する費用に対して、一括して資金前渡を行い、最終の支払いが終わったのちに精算するような繰越使用は適切とは言えない。また、長期間現金で保管することになれば紛失等のリスクを伴うことから、有料道路通行料の支出方法を見直し、適切に支出されたい。	措置済	早急に精算すべきと反省し、処理いたしました。 今後は管財課等が所持しているETCカードなどを利用することとし、資金前渡を利用する場合は早急に精算することに改めました。

2	<p>電化製品の購入について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による少額随意契約により、同時期に同業者から購入されていたものが2件あった。当該電化製品2件の購入金額の合計額は80万円を超過することから、今後において、同様な購入を行う場合は、契約の透明性や公正な競争、競争原理による適正価格での購入といった観点から、一般競争入札や指名競争入札の実施を検討されたい。</p>	措置済	<p>今回の購入については、新型コロナウイルス感染症防止のための緊急性を要したため随意契約は適正と判断し実施いたしました。今後の購入にあたっては、金額、購入先等も考えあわせて透明性のある方法を実施いたします。</p>
---	---	-----	--